

平成十七年三月十七日提出
質問第三四号

文部科学省が公立小中学校に配布した副教材である「心のノート」に関する質問主意書

提出者 長島 昭久

文部科学省が公立小中学校に配布した副教材である「心のノート」に関する質問主意書

二〇〇二年四月、文部科学省が、公立小中学校に配布した教材である「心のノート」について、次の諸点につき、具体的にお尋ねする。

① 「心のノート」は検定や届け出義務もない副教材と理解しているが、この理解に間違いはないかお尋ねする。

② 副教材とした場合、この教材は学校での使用を強制するものではないと考えて間違いはないか、お尋ねする。

③ 一部の地域から、文部科学省が「心のノート」の「配布状況や使用状況を報告させる」など、指示を出しているとの声が出ているが、そうした指示を出しているのは事実か。また事実とすれば、なぜそうした指示を出しているのか。また他の副教材でもそうした指示を出しているのか。他の教材でそうした指示を出していない場合、「心のノート」でそうした指示を出すのはなぜか。

④ 市町村教育委員会がこうした教材の使用を方針化すれば、教師の使用は事実上義務化される、というのが国の「指針」だとの声を一部の教育現場から聞くが、これは事実か。

以上の質問について、答えられないものがある場合はその理由詳細をお示し願いたい。
右質問する。